

「令和 9 年度医学部定員増に係る省令等の一部改正」
に関する御意見の募集の結果について

令和 8 年 9 月 4 日
文部科学省高等教育局医学教育課

「令和 9 年度医学部定員の増員に係る省令等の一部改正」について、令和 8 年 7 月 24 日（金）から令和 7 年 8 月 23 日（日）まで御意見の募集を行いましたところ、合計 21 件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれらに対する当省の考え方を以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜整理又は要約させていただいております。

今回御意見をお寄せいただいた方々に、厚く御礼申し上げます。

整理 番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	大学側が教員配置や定員管理の準備を円滑に進められるよう、省令等の公布と同時に、申請受付期間および提出書類を速やかに通知・公表してほしい。	定員増員に当たっては、学則変更の事前手続期間を設けるなど大学側の準備期間の確保に取り組んでいるところです。
2	研究医養成のための定員増について、これまでの利用実績や卒業後の基礎医学・社会医学分野への定着状況に関する追跡データを公表することを提案する。	医学部入学から博士課程修了までは一定の年数を要することも踏まえつつ、どのような対応が可能か検討してまいります。
3	都道府県ごとの地域枠の運用状況について、文部科学省・厚生労働省・各自治体間での情報共有を推進してはどうか。	地域枠の運用に当たっては、厚生労働省と文部科学省で情報共有しつつ連携して対応しているところです。また、地域枠の運用状況については、文部科学省において都道府県・大学が参加する意見交換会等を開催するなど、関係者間の情報共有の促進に努めております。 また、厚生労働省において、都道府県に対して地域枠に関する意向調査を毎年実施している他、地域枠プログラムの運用支援事業を実施し、都道府県における運用状況の把握に努めていると承知しています。
4	今回の改正が 1 年間の暫定的な延長措置であることに鑑み、令和 10 年度以降の定員適正化に向けた検討方針やスケジュールの概略を事前に提示してほしい。	令和 10 年度以降の医学部定員に係る方針等については、厚生労働省の「医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会」において議論されているところです。検討会における議論の状況については、適切なタイミングで、各都道府県・大学へ周知しております。

5	人口は減少しても医療関係者はこれまでよりも必要になることも考えられ、医師不足が見込まれる場合には、定員の増加を含めて必要な措置を講じるべき。	医学部の定員については、将来の医師需給の観点から原則として適正化を図ることとしておりますが、地域に必要な医師の確保に十分配慮しつつ、地域や大学の実情も踏まえながら、引き続き、厚生労働省と連携して対応してまいります。
6	地域の医師確保への配慮については賛成だが、現場に向いていない不適格な者を阻止するため、医療と高等教育の質を維持する観点から厳格な運用を求める。	医師の質の確保に向けては、引き続き、医学教育の充実等に努めてまいります。
7	医学部の臨時定員増や地域枠の運用だけではなく、研修医修了後に美容医療へ進むいわゆる「直美」に制限をかけてほしい。	医師の偏在対策については、厚生労働省において地域枠の設定に加え、都道府県別・診療科別の専攻医採用上限数の設定などに取り組んでおり、ご意見については今後の参考として承ります。
8	改正概要に記載された「令和7年度の医学部入学定員数9,393人」と、告示案に記載された「全国の医学部に係る入学定員等の合計数9,410人」との関係の説明してほしい。	改正概要に記載された「令和7年度の医学部入学定員数9,393人」は各大学における募集定員の総数、「全国の医学部に係る入学定員等の合計数9,410人」は各大学が学則上に定める定員の総数を示しています。一部の大学においては、学則上の入学定員を変更せずに募集定員を減らしてきた経緯があるため、両者に差が生じているところですが、認可基準においては、学則上の定員総数に基づき上限を定めることとしております。
9	地域医療を継続的に担う医師数は、地域枠への入学者数だけで決まるものではないところ、令和9年度の臨時定員数の設定に当たって、具体的にどのような指標等が用いられたのか、令和10年度以降の方針へどのように接続していくのかを示してほしい。	令和9年度の臨時定員数については、厚生労働省の「医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会」における議論を踏まえて設定されております。当該検討に当たっては、各都道府県の医師偏在指標、恒久定員内への地域枠の設置状況や、医師の年齢構成、地理的要素などを考慮しています。令和10年度以降の定員方針については、地域枠等の運用状況を踏まえ、引き続き検討会において議論することとなっております。
10	臨時定員増の延長は、これまでの地域枠の増員による医師偏在の改善への寄与や医療費への影響を検証した上で判断すべきであり、KPIの設定等が必要ではないか。	医学部定員の方針を議論している厚生労働省の「医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会」においては、医師少数都道府県における35歳未満医師数の推移等のデータを紹介しております。引き続き、こうしたデータも活用しながら、臨時定員の運用状況を丁寧に把握してまいります。

11	医学部定員や地域枠の人数を増やすだけでは、医師少数区域への配置は実現しない。医師本人だけでなく、受入医療機関及び指導者を一体として支援する制度を併せて実施することを求める。	医師偏在是正に向けては、厚生労働省において、医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築等に係る支援を行っているほか、地域枠医師等への支援を行うキャリアコーディネーターの質向上のための研修の実施等を行っていることと承知しており、引き続き、適切に取り組んでまいります。
12	医学部定員増については賛同するが、地域医療に根差した医者が増えなければ、定員だけを増やしても結果が伴わないのではないかと。	今般の改正は、医師不足地域等での一定期間の勤務を条件とする地域枠の増員を延長するものであり、引き続き、地域に必要な医師の確保に努めてまいります。
13	医師の働き方改革は急務であるため、臨時定員は1年ごとに改正して延長するのではなく、例えば50年分まとめて改正すべきではないかと。	臨時定員数の設定等に当たっては、地域の実情や医師の配置状況等を慎重に勘案する必要があるため、1年ごとに延長することとしております。
14	臨時定員増について、私立大学のみを負担を押し付けることなく、国立大学においても一定の臨時定員増を行うべきであり、各国立大学の臨時定員数を定めるべき。	臨時定員については、私立大学に限らず、国公立大学においても設定されているところです。また、具体的な配分数については、都道府県と大学において協議することが適切と考えておりますが、各大学の取組状況等を踏まえて、引き続き適切に査定してまいります。
15	医学部の臨時定員増の延長は、医学部への外国人の入学禁止や、医学部の修業年限の短縮を通じて日本人の医療を日本人で守り、無駄なコストを削減する方向での抜本的な見直しが行わなければ効果は薄く、納税者の負担を増やすだけである。	大学の出願資格については、各大学がアドミッション・ポリシーに基づいて定めるものですが、出自等に関わらず、意欲と能力のある人材が、医師としての臨床能力等を身に付けることが重要と考えており、引き続き、医学部における実習の充実等に努めてまいります。
16	米中をはじめとする国際的な技術競争で後れを取っている現状を踏まえれば、医学部定員を維持・拡大するのではなく、定員や国家的リソースをITや先端技術などの他分野へ振り向ける仕組みへと転換すべきである。	医学部定員数は将来の医師の需給の観点から適正化を図ることとしており、本改正においては、令和9年度医学部定員数の上限は、前年度よりも10名減じております。